



2025年6月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ パ ー ト ナ ー ズ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO 植 村 健 志  
(コード番号：160A 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 松 尾 篤 人  
( TEL. 03-5577-6510)

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議により、下記のとおりストックオプション（新株予約権）の具体的な発行予定数、割当日等の詳細を決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1 名称

株式会社アズパートナーズ第2回新株予約権

### 2 対象者及び発行総数

当社の取締役（社外取締役を除く）	4名	40個
当社の執行役員	3名	30個
当社の従業員	11名	72個
総計	18名	142個

※上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。  
但し、割当先の者から募集新株予約権の申込があることを条件とする。

### 3 割当日

2025年7月24日

### 4 新株予約権の内容

別紙「発行要項」のとおり。

### 5 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。



(3) 新株予約権の割当日

2025年7月24日

(4) 新株予約権を行使できる期間

2027年7月25日から2035年7月24日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(5) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③新株予約権（会社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。
- ④権利行使により取得した会社の普通株式は、会社が別途指定する証券会社（以下、「指定証券」という。）に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。
- ⑤新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑥新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。

(6) 新株予約権の取得に関する事項

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要する。

(8) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記(5)に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権は譲渡できないものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記(6)に準じて決定する。

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上